富山市上下水道局告示第84号

入札公告

次のとおり建設工事の条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定により、公告する。なお、この公告に掲げるもののほか、この入札に必要な事項については、建設工事の条件付き一般競争入札における各入札に共通して必要となる事項について(平成23年富山市上下水道局告示第242号)による。

令和2年6月22日

## 富山市上下水道事業管理者 西田 政司

_	- <del>-</del>		<b>点儿八儿子小光</b> 河用被冰儿上、5000万円~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~
工	事	名	富山公共下水道浜黒崎浄化センター汚泥循環ポンプ外
			改築工事
エ	事場	所	富山市浜黒崎地内
工	事番	号	公共29
工具	事完成期	限	令和3年2月26日
工	事概	要	1 1系汚泥循環ポンプ
			φ 1 0 0 × 7 . 5 k W 3 台
			2 1系消化タンク攪拌ポンプ
			φ 2 0 0 × 1 1 k W 2 台
予	定 価	格	37,400,000円
			(消費税及び地方消費税額を含まない。)
審	査 基 準	日	入札参加資格の審査は、令和2年7月3日現在の事実
			をもって行うものとする。
入	地	域	主たる営業所が富山市の区域内にあること。
札	業	種	機械器具設置
参	総合点数	等	富山市に機械器具設置の入札参加資格があること。

加資格

## 施工実績

平成17年4月1日以降に官公庁等発注の下水道施設に関するポンプ設置工事の元請として、この工事の予定価格の3割以上の金額の施工実績があること。

## 配置技術者

- 1 2級管工事施工管理技士と同等以上又は機械器具設置業に関して建設業法第7条第2号イ、ロ若しくはハに該当する資格を有する者(以下「2級管工事施工管理技士等」という。)を配置できることと。ただし、契約金額が3,500万円以上となる場合は、専任で配置することとし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配置する技術者(以下「営業所専任技術者」といい、当該工事の業種以外の業種の営業所専任技術者を含む。)でないこと。
- 2 4,000万円以上の下請契約を締結して工事を 施工する場合は、監理技術者(監理技術者資格者証 及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準 ずる者をいう。)の資格を有する者を専任で配置す ることとし、その配置技術者は、営業所専任技術者 でないこと。
- 3 契約時において、1の前段の配置技術者は他の工事の専任技術者でないこととし、また、1のただし書及び2に規定する配置技術者は他の工事に配置されている者でないこと。ただし、1の規定による配置技術者が平成26年2月3日付け国土建第272号「建設工事の技術者の専任等に係る取扱いについて(改正)」により、建設業法施行令第27条第2項の当面の取扱いの適用(以下「専任等の当面の取扱いの適用」という。)を受けることができる場合は、この限りでない。

調査基準	1 契約金額が3,500万円未満の場合
価格を下	2級管工事施工管理技士等を専任で配置すること
回る価格	とし、その配置技術者は、建設業法第7条第2号及
で契約を	び第15条第2号に規定する営業所ごとに専任で配
締結する	置する技術者(当該工事の業種以外の業種の技術者)
場合の配	を含む。)でないこと。なお、専任等の当面の取扱
置技術者	いの適用については認めない。
	2 契約金額が3,500万円以上の場合
	2級管工事施工管理技士等を専任で2名配置する
	こととし、いずれの配置技術者も、営業所専任技術
	者でないこと。なお、専任等の当面の取扱いの適用
	については認めない。
その他	4,000万円以上の下請契約を締結して工事を施工
	する場合は、機械器具設置についての特定建設業の許
	可を受けていること。
入札及び契約	富山市上下水道局契約出納課
を担当する課	
契約条項等の	令和2年6月22日から同年7月3日まで
閲覧期間	(日曜日、土曜日及び休日を除く。)
	令和2年6月22日から同月29日まで
する質問期間	
質問に対する	令和2年7月1日
回答期限	
入札の方法	富山市電子入札システムによる電子入札
入 札 書 の	令和2年7月3日午後5時00分
受付締切日時	
開札日時及び	令和2年7月7日午前9時30分から
場 所	富山市上下水道局2階第3会議室
調査基準価格	有(失格基準を適用しない。)
調査基準価格	有(失格基準を適用しない。)

 工 事 代 金 前金払 有

 支 払 条 件 部分払 有